

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 総合型放課後事業委託事業者選定審査会
開 催 日 時	令和5年11月22日（水） 午後3時00分から
開 催 場 所	枚方市役所 第3分館 第3会議室
出 席 者	本多会長・大森副会長・後閑委員・坂口委員
欠 席 者	富岡委員
案 件 名	<p>(1) 審査会への諮問について</p> <p>(2) 審査会の運営について</p> <p>(3) おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る業務提案募集要項、仕様書（案）について</p> <p>(4) おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）事業者の選定に係る選考基準（案）について</p> <p>(5) その他</p>
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】 諮問書 ・【資料2】 第2期委員名簿 ・【資料3】 おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る業務提案募集要項（案） ・【資料4】 おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）競争入札参加資格申請の手引き（要領）（案） ・【資料5】 おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る仕様書（案） ・【資料6】 おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）事業者の選定に係る選考基準（案） ・【資料7】 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（平成20年11月20日訓令第22号） ・様式1～4（入札参加資格申請の手引き） ・様式5～9 ・【参考資料1】 枚方市立留守家庭児童会室おやつ代徴収要領
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	枚方市教育委員会 放課後子ども課

審 議 内 容	
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>まず初めに、学校教育部長の新保から、一言ご挨拶させていただきます。</p>
学校教育部長	<p>皆さんこんにちは。よろしくお願いいいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日「総合型放課後事業委託事業者選定審査会」にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。</p> <p>本市では、子どもたちが学校で楽しく安全に過ごせる環境や保護者が安心して就労できる環境の整備を目的としまして、令和5年度から、「留守家庭児童会室」と、新たに放課後に自主的に遊べる場として学校の一部を開放する「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する、「総合型放課後事業」を実施しております。</p> <p>審査会の委員の皆様には昨年度、44校中22校の運営委託事業者を決定する際にご尽力をいただいたと聞いております。どうもありがとうございます。</p> <p>新しく始まった放課後オープンスクエアの現在の登録状況ですが、全体の37.8%になっておりまして、事業の必要性を改めて感じている一方で、運営におきましては、始めたばかりの事業でもあるので、まだまだ課題も多いところでございます。</p> <p>今後も工夫改善をこらしながら子どもたちにとってより良い居場所を目指すとともに、改めて子どもたちの目線に立って「居場所」とはどういうものかということを考えて事業を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続きお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいいたします。</p> <p>この度、この通り審査会を開催し、開催させていただきましたのは、来年度からの「留守家庭児童会室」へのおやつを提供する、事業者の提案内容をご審議の上、選定いただくので、本日を含めまして2回程度の開催を予定しております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、慎重なるご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>本審査会につきましては、「留守家庭児童会室」のおやつ代について、令和5年度から市が公金として徴収を行うとともに、調達についても一括で行うよう見直し、期限が迫っていたことから、町内委員会での審査の上、事業者の選定を行いました。</p> <p>来年度につきましては、より公平性客観性を確保するため、総合型放課後事業委託事業者選定審査会にはかり、本審査会では審議を経て事業者の選定を行うため、開催させていただくものでございます。</p> <p>まず、本日の審査会について、後ほど公開・非公開をご決定いただきますが、審査会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと考えております。これは、本市では、審議会の会議録については、委員の発言内容を全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることを、定めているためでございます。</p> <p>また、委員の皆様にお配りします資料につきましては、個人情報保護の観点から、審査会において最終的に答申をいただきました後、事務局において回収し、処分させていただきたいと考えておりますので、あわせてお願いいいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局から委員の出席状況について報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は4名で、委員Cにつきましては、所要のため欠席する旨をご連絡いただいておりますが、枚方市附属機関条例第5条第2項により、本日の会議が成立する旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元の資料2に基づき、委員の皆様を紹介させていただきます。</p> <p>弁護士の会長、本多重夫委員でございます。</p>
会長	<p>本多でございます。よろしくお願ひ致します。（リモート出席）</p>
事務局	<p>税理士の副会長、大森布実子委員でございます。</p>
副会長	<p>大森でございます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>摂南大学看護学部名誉教授の後閑容子委員でございます。</p>
後閑委員	<p>後閑です、よろしくお願ひします。</p>

事務局	枚方市コミュニティ連絡協議会会計監査の坂口孝司委員でございます。
坂口委員	坂口です。よろしくお願いします。
事務局	本日欠席となりますが、大谷大学教育学部教授の富岡量秀委員でございます。 次に、本審査会の事務局職員の紹介をさせていただきます。 ～事務局職員紹介～ それでは、次に配布資料の確認をさせていただきます。
事務局	それでは、次に配布資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は 資料1、諮問書 資料2、第2期委員名簿 資料3、おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る業務提案募集要項（案） 資料4、おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）競争入札参加資格申請の手引き（要領）（案） 資料5、おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る仕様書（案） 資料6、おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）事業者の選定に係る選考基準（案） 資料7、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定（抜粋） 様式1～4、様式5～9、及び参考資料1、枚方市立留守家庭児童会室おやつ代徴収要領でございます。 資料は以上でございますが、不足等はありませんでしょうか？
会長	それでは不足等がないということであれば、審議に入らせていただきたいと思います。 まず「案件（1）審査会への諮問について」を議題とします。 事務局よろしく、お願いいたします。
学校教育部長	総合型放課後事業委託事業者選定審査会会長殿、枚方市教育委員会、諮問書、おやつ提携業務（留守家庭児童会室直営分）における委託業者予定業者の選定にあたり、枚方市附属機関条例により諮問いたします。
事務局	ただいま諮問書のお渡しを終了しました、会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは、審査会を進めてまいりたいと思いますが、まず、「案件（2）審査会の運営について」を議題とします。 事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	それではご説明いたします。 お手元にお配りしております、資料7「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」（抜粋）をご覧ください。 この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております第3条第5項1号から3号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨規定しております。 また第3条2項におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。 事務局としましては、本審査会でご議論いただく内容につきましては、委託事業者選定過程や審査内容等、本規程第3条1項2号、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。 具体的には、資料の裏面をご覧ください。 本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本審査会では、本条例第5条6項、実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものと考えており、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。 恐れ入ります、資料の表面にお戻りください。 次に、会議録の作成について、でございますが、規程の第6条4項にございますように、審議の過程が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、

	<p>皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せず、単にA委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。</p> <p>なお、事務局としましては、会議録につきましては、事務局で作成の上、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から審査会の公開等に関する説明がございましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか？</p> <p>従前の審査会でも、このような公開等の方法がとられたと思うのですが、ご質問ご意見等がないのであれば、それではお諮りしたいと思います。</p> <p>本件について、審査会の会議は非公開、会議録は作成の上、本会議本審査会の答申後に公開とすることでご異議ございませんか？</p>
一同	はい。
会長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件については、ただいま申し上げた通りに決定いたします。</p> <p>次に審査会の提出資料の取り扱いについて、事務局の方からご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは審査会の提出資料の取り扱い、公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>事務局といたしましては、先ほどご決定いただいた審査会の会議録と同様、審査会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。</p> <p>ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございます。</p> <p>つきましては、この委員名簿の取り扱いについても、ここでご協議いただければと考えております。以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から審査会資料の取り扱いに関する説明がございました。委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらご自由にご発言いただけますか？</p> <p>これもまた、従前からの審査会でも実施している通りですが、委員名簿につきましては、審査会の透明性確保の観点からも、どなたが委員に就任されているのかくらいは分かるように、資料2に記載する程度で公表してはいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか？</p>
一同	異議ありません。
会長	<p>よろしいですか？</p> <p>はいはい。それでは、念のためお諮りします。</p> <p>本件について、審査会の提出資料等については、本審査会の答申後に公開することとし、ただ、委員名簿については、氏名、職業について公表することに、ご異議ございませんか？</p>
一同	はい。
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、傍聴者の出席について、念のため事務局から報告を求めます。</p>
事務局	はい、傍聴者の出席について報告いたします。本日につきましては傍聴者はおりません。
会長	<p>それでは、特に取り立てて特段の措置を講ずる必要はないということで、引き続き審査会を進めてまいりたいと思いますが、まず、本審査会の日程について事務局からご説明いただけますか？</p>
事務局	<p>公募により選定を行っていただく本審査会につきましては、本日を含め2回の開催を考えております。</p> <p>本日は、第1回目として、この後、運営事業者を募集するために必要な、募集要項、仕様書について、ご説明させていただきます。</p>

	<p>これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、所管部署において最終決定してまいります。</p> <p>続きまして、資料6の選考基準（案）についてご説明いたします。</p> <p>この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これについても、本日、委員の皆様からのご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。</p> <p>また、本日の審査会で、募集要項等をご確認いただき、その内容を確定した後、11月28日から配布を行い、質疑応答などを経まして、12月7日から、応募書類の受付を行う予定となっております。</p> <p>第2回審査会では、申請団体から提出された提案内容が、本旨が求める募集事項を満たしているかの確認、及び選定する事業者の審査を行い、委員の皆様との合議の上、答申をいただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がございますか？</p>
一同	<p>異議ありません。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは次に移ります。</p> <p>「案件（3）おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る業務提案募集要項」それから「仕様書（案）について」を議題といたします。</p> <p>本件についても事務局説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、「おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る業務提案募集要項（案）及び、おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る仕様書（案）」についてご説明いたします。</p> <p>募集要項につきましては、運営事業者を選定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。</p> <p>また、仕様書につきましては、本市が、当該事業の管理運営において、運営事業者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。</p> <p>先ほど、説明させていただきましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それではまず資料3おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る業務提案募集要項（案）について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず資料3の1ページ、1番といたしまして、先ほどご説明させていただきましたとおり、「本募集要項の扱い」を記載しております。</p> <p>次に、2番、「委託業務の概要」でございますが、後ほど説明いたします、資料5の仕様書をもとに、受注者の提案を踏まえて協議の上決定することを記載しております。</p> <p>次に、3番、「契約期間」でございますが、契約締結日から令和10年3月31日までとしております。</p> <p>次に、4番、「提案上限額（総額）」でございますが、総額として1億8千万円、1年あたり4千5百万円と定めるものでございます。</p> <p>なお、契約単価につきましては、児童1人あたり1月1,500円を上限としております。</p> <p>次に、5番、「参加資格」でございますが、</p> <p>「①保育所、留守家庭児童会室に対し、おやつ等の食品提供実績があること。」</p> <p>「②本市において、委託業務の競争入札参加資格を有しているものであること。ただし、参加資格を有していない場合は、別途枚方市競争入札参加資格の申請を行い、審査を受けて登録を受けること。」など、応募者は①から2ページ目の⑫まで、すべての要件に該当</p>

	<p>するものでなければならない事と定めております。</p> <p>次に、6番、「提案募集の実施スケジュール」でございますが、表の上から2行目、「募集要項・仕様書等の公表」を、令和5年11月28日から、放課後子ども課窓口及び枚方市ホームページで行います。3行目の、「参加表明書・業務提案書等」の受付は、12月7日から20日まで、窓口へ持参もしくは郵送にて行います。</p> <p>2行下に行きまして、「提案審査結果の通知及び公表」を、令和6年1月中に行うことなどを記載しております。</p> <p>次に、3ページ、8番、「仮登録審査」でございますが、先ほど1ページの5番、参加資格でご説明させていただきました、「参加資格を有していない場合の仮登録審査」について、「受付期間等」や「提出方法」などを記載しております。</p> <p>また、表の【仮登録提出書類一覧】では、仮登録の申請者が提出する資料を、記載しております。</p> <p>仮登録審査に関する詳細は、資料4おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）競争入札参加資格申請の手引き（要領）（案）に、記載しております。</p> <p>次に、9番、「提案審査」の（1）および次のページにあります（2）につきましては、2ページの6番、スケジュールのところで説明させていただいた通りでございます。</p> <p>続きまして、（3）提案審査の評価基準としまして、業務提案書等の内容をもとに、提案評価と価格評価により本審査会にて審査を行う旨を記載しております。詳細につきましては、後ほど、案件（4）でご説明いたします。</p> <p>次に、（4）最優秀提案者の選定方法について、評価点の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する旨、同点の場合は本審査会での合議により最優秀提案者を選定する旨を記載しております。</p> <p>次に、（5）提案審査の結果通知として、令和6年1月中に、業務提案書を提出した者に対して結果通知書を送付することを記載しております。</p> <p>次に、（6）1社提案について、提案者が1社のみの場合であっても、評価基準に基づいた内容の審査を行い、選定の可否を決定することを記載しております。</p> <p>次に、5ページ、10番、「その他留意事項」でございますが、失格事項、提出書類の提出後における扱いなど、その他、留意すべき事項を記載しております。</p> <p>次に、12番、「提出書類一覧」でございますが、参加表明を行った事業者が提出すべき書類について、記載しております。</p> <p>13番以降で、「提出書類作成要領」等について、記載しております。</p> <p>募集要項の概要についての説明は、以上でございます。</p>
事務局	<p>続きまして、資料5おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に係る仕様書（案）について、説明させていただきます。</p> <p>まず、1ページ、1番では「事業名称」を、2番、「本業務委託の概要」では、「直営で運営する児童会室へのおやつ提供であること、提供業務の目的など」を記載しております。</p> <p>次に、3番、「事業実施期間」でございますが、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間と定めるものでございます。</p> <p>次に、4番、「事業実施条件」でございますが、「受託者が請求することができる契約単価金額に含めることのできる費用や、児童1人あたりの月額の上限」を定めるものでございます。</p> <p>次に、5番、「委託内容」でございますが、まず、（1）おやつ提供の調達につきましては、「1日に提供するおやつ品の品数は1人2～3品程度（合計概ね150kcal）とすること」や、「市から受注者に前月10日までに報告する児童数をもとに、当月献立に添った各種おやつを、必要数量調達すること」のほか、「月に1日は誕生日会等行事の日となるため、ケーキ等の調達が必要となること」などを定めるものでございます。</p> <p>次に、2ページ、（2）提供するおやつ提供の献立表等の作成につきましては、「受託者は、事前におやつ提供の献立等を市に提出し、数量の変更及び献立の変更に対応すること」、「献立表等には、提供する商品名や温度帯のほか、使用アレルギーの有無、などを記載すること」、「献立の作成にあたっての、市との打ち合わせや、メニューへの反映」などを記載してお</p>

	<p>ります。</p> <p>次に、(3) 納品につきましては、「おやつ納期や、納品の方法」などを記載しております。</p> <p>続きまして、6番、「提供児童数」でございますが、おやつを提供する上での目安となる児童数や、児童の入退室の関係で増減することがあることを記載しております。</p> <p>次に、7番、8番につきましては、「納入先」や「納入日時」を記載しております。</p> <p>次に、9番、「支払」でございますが、児童1人あたりの契約単価に児童数を乗じた金額を、月1回の12回払いと定めるほか、請求期限などを記載しております。</p> <p>次の、3ページから4ページにかけて、10番、「注意事項」、11番、「その他」では、おやつ提供に関して、「(1) 食品の産地が明確であり食品衛生基準を遵守した製品である等、安全性が担保されている商品であること。(2) 可能な限り、季節ごとの商品を取り入れることし、果物等も取り入れること。」のほか賞味期限やアレルギー対応等の遵守事項を定めており、その他、業務を履行する上での服務規律、個人情報等の保護に関する事項などを記載しております。</p> <p>最後に、12番で、担当課の連絡先を記載しております。</p> <p>仕様書についての説明は、以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から募集要項等仕様書についてのご説明がありました。</p> <p>委員の皆さんからご質問や、あるいは意見等ございましたら、ご自由にご発言いただけますか？</p>
委員A	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>仕様書の3ページの11番、(6) 障害者優先調達層の趣旨に基づきっていうところですけども、この障害者福祉施設から一部おやつ提供があることを踏まえていう文言が入っているのですが、これは、契約金額の中に入るのですか。</p>
事務局	<p>保護者からは毎月、児童1人あたり2000円いただいておまして、そのうちの児童1人あたり500円分を障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障害者福祉施設から、随意契約で調達していますので、それ以外の1500円分を調達する事業者をこの審査会で審議いただきたいというふうに思っております。</p>
委員A	ありがとうございます。
会長	はい、他にございますか？
委員A	よろしいでしょうか。
会長 本多	どうぞ。
委員A	<p>期間が、契約の期間が令和10年までという、ずいぶん長い期間ですが、このところのその物価の値上がりで、私とかスーパーに行くともう色々高くなっているのですが、この値段というのはもう10年まで据え置き値段とすることになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、基本的にこの4年というのは、総合型放課後事業の運営委託が5年間のとなっているので、今1年経過しましたので後4年ということ、おやつ契約も考えております。その中で、もし万が一、物価高騰した場合には、仕様書の4ページ下の方の黒丸の3つある黒丸の1番目ですけれども、物価高騰等によりおやつ提供に影響がある場合は、何らかの変更を含め別途協議するものということに記載しています。あまりにも高騰した場合は、そこで協議していくということ考えております。</p>
委員A	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>あのこの部分に、150kcal ですか？ そのある程度のその安全なものを与えるという中では、なかなかそれを担保するのが難しくなることも出てくるんじゃないかなということちょっと危惧したものですから。</p> <p>それからもう1つあるんですけども、よろしいでしょうか。</p> <p>資料3の1ページですが、5の参加資格の③のところですが、国内においてということに、なお同市の業務というのがいろいろ書いてあるのですが、これって子ども対象にしたおやつ提供の、その経験があるというのではなくて、もう業種ってのが食品を扱うってことをしていた人全部をこう対象にしているということなのではないでしょうか？</p>

事務局	はい、1番の方で、保育所、児童会室に対し、おやつ提供実績があることということに記載しておりますので、この3番については、食品関係等、本事業を実施するために必要な同業種という意味で記載しております。
委員A	はい。ありがとうございました。
会長 本多	それでは、他にご意見等なければ、「(4) おやつ提供業務委託(留守家庭児童会室直営分)事業者の選定に係る選考基準(案)について」を議題とさせていただきます。事務局の方から説明お願いいたします。
事務局	それでは、資料6 おやつ提供業務委託(留守家庭 児童会室 直営分)事業者の選定に係る選考基準(案)について、説明させていただきます。 この選定基準は、募集要項、仕様書等に基づき作成しております。 委員の皆様へ申請団体を採点いただく際の基準となるものでございます。資料の3番「評価」をご覧ください。 (1) としまして評価主体につきましては、本審査会において、申請団体の申請書等を審査する旨を、記載しております。 次の評価方法については、提案評価点と価格評価点の算定方法を記載しております。 次に提案者の選定方法で、「委員5名の「提案評価」の合計と「価格評価点」を合算して、最も点数の高い提案者を最優秀提案者に選定する」旨記載しております。 その次、2ページ目の、エその他をご覧ください。 ここでは「提案評価点」が270点未満の場合、その事業者を選定しないことを定めております。 で、下表にございます、提案評価点の評価項目および評価視点で各委員の方に選定していただく際の基準を示しております。資料については以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。 えっとここは、一番中心になると思うんですけども、選考基準の内容についてご質問やご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただけますか？
副会長	私は特にありません。
会長 本多	後閑先生、いかがですか？
委員A	はい、今までの対応とか、あの柔軟な対応が可能かとか、いろいろ書いてあるんですけども、これはあの今まではそういうふうなことは、あのどのようにしてたかっていうことについては、それぞれの業者がもうすでに経験があるということを踏まえて、その状態を書いていただくというふうなことでよろしいのでしょうか？
事務局	はい、そうです。
委員A	はい、ありがとうございました。
会長	はい。委員はいかがですか？
委員B	はい。よろしいです。
会長 本多	それでは、「(5) その他」の事項について、事務局の方からご説明お願いできますか？
事務局	第2回の「総合型放課後事業委託事業者選定審査会」について、本日この場で日程調整を行わせていただければと考えております。 なお、事前に委員Cから1月29日の午前中を希望と伺っておりますが、いかがでしょうか。
会長	私は差し障りございません。
副会長	私も大丈夫です。
会長	他の委員の皆様方いかがですか？
委員A	はい、大丈夫です。
会長 本多	委員もよろしいですか？
委員B	はい、結構です。
会長	はい、わかりました。
事務局	はい。ありがとうございます。

	<p>本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただけましたら、事務局で次回の審査会まで保管させていただきます。</p> <p>本日、お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の審査会にお忘れなくご持参いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>それでは、「第1回の総合型放課後事業委託事業者選定審査会」を閉会と致します。</p> <p>当方予定の都合で、リモートで参加させていただきました。聞き取りのにくい点がありご迷惑をおかけしました。</p> <p>委員の皆様方には、本審査会の運営にご協力くださり、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>